

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

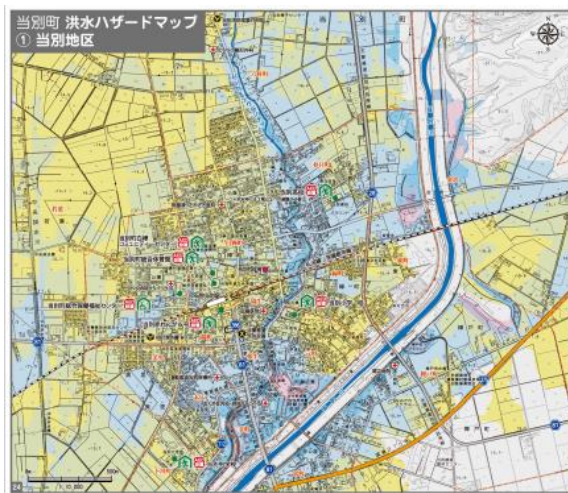
1 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：当別町ハザードマップ)

当別町西部地区には一級河川「石狩川」が流れており、石狩川が氾濫した場合の浸水想定区域は当別町防災ハザードマップによると、本町地区に於いては0.5m～3m未満の浸水域が想定されている一方、西部地区（太美町）に於いては3.0m～4.0mの浸水域とされている。

地区名	想定される浸水深	小規模事業者数	うち浸水の影響を受ける可能性のある小規模事業者数
本町地区	0.5m～3.0m未満	271	67
太美地区	2.0m～4.0m未満	70	70
青山・弁華別・茂平沢・中小屋	0.5m～3.0m未満	9	—
高岡・上当別・若葉	0.5m未満	6	—



(資料：当別町防災マップより)

【過去の被害状況】

発生年月日	種別	被害状況
昭和36年7月25日	集中豪雨	当別川氾濫、死者2名
昭和37年4月4日	融雪災害	当別川氾濫
昭和37年8月9日	台風	台風9号、10号による集中豪雨
昭和40年9月17日	台風	台風23号、24号による当別川氾濫、農作物に被害甚大
昭和45年5月11日	洪水	石狩川、材木川洪水
昭和47年9月23日	洪水	石狩川、材木川洪水
昭和50年8月23日	洪水	石狩川洪水
昭和56年8月3日	集中豪雨	石狩川他各河川氾濫
昭和56年8月21日	台風	台風15号の大雨による各河川の氾濫
昭和60年9月1日	台風	台風13号の大雨による各河川の氾濫
昭和61年9月4日	台風	台風15号の大雨による各河川の氾濫
平成4年9月1日	集中豪雨	台風17号と連帯低気圧の大雨、低気圧のため農作物等被害
平成13年9月11日	台風	台風15号と秋雨前線による大雨
平成16年9月8日	台風	台風18号の強風による家屋などの被害



(資料：当別町防災マップより)

(地震：地震調査研究所推進本部・J-SHIS)

当別町に大きな影響を及ぼすと想定される地震は次の3つがあげられる。

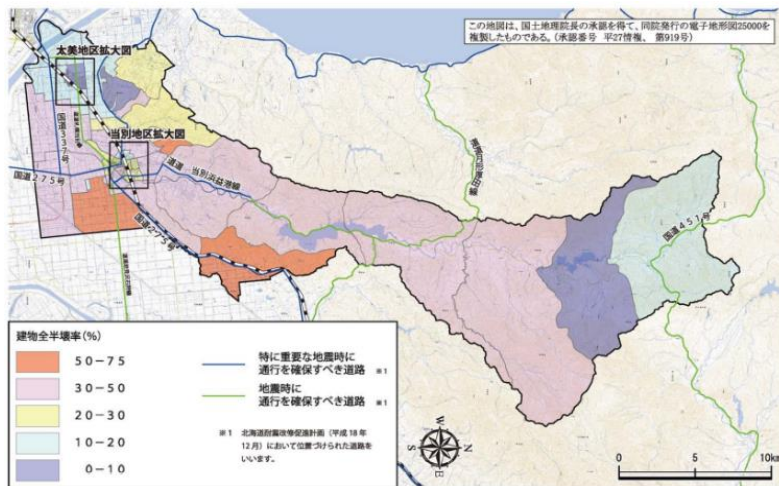
- ① 石狩地震：石狩川の河口付近を震源とするマグニチュード 6.75 規模の地震
- ② 当別断層による地震：当別町二番川付近から本中小屋付近にかけて位置する活断層で、今後 30 年以内に 0~2%の確率でマグニチュード 7.0 規模の地震
- ③ 全国どこでも起こりうる直下の地震：現在知られている活断層以外にも地震を発生させる断層が存在すると言われており、こうした地震はいつ、どこで起こるかわからないため、当別町直下でマグニチュード 6.9 規模の地震を想定

また、当別町の地震ハザードマップには、《揺れやすさマップ》と《地震危険度マップ》を掲載し、街の何処にどのような建物があるのかを日頃から把握することで、緊急時のスムーズな対応ができる体制づくりが求められている。

最近では 2018 年 9 月の胆振東部地震の影響でブラックアウトが発生し、町内でも電力が復旧するまでの商品廃棄や物流が途絶えるなどの被害により商工業者の売上も減少している。



【揺れやすさマップ】(資料：当別町防災マップより)



【地震危険度マップ】(資料：当別町防災マップより)

(その他)

当町ではこれまでも暴風雨等による数々の水害に見舞われてきた。特に平成 16 年の台風 16 号に於いて風害が多大な被害を及ぼし、建物被害や農業被害など莫大なものとなった。

また、冬季の当町は石狩湾小低気圧の影響を受け、毎年の降雪量は 10m を超え、雪害による影響も毎年数件出てきている。

(感染症)

新型コロナウイルスや新型インフルエンザといった感染症は、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者数 447 事業所 (R2 独自データ)
- ・ 小規模事業者数 356 事業所 (")

	業 種	商工業者数	小規模事業者数	備 考
商 工 業 者	建設業	70	58	町内に広く分散
	製造業	19	14	〃
	卸売業	13	8	〃
	小売業	80	53	市街地に集中
	飲食・宿泊業	57	52	〃
	サービス業	104	84	町内に広く分散
	その他	104	87	市街地に集中
	合 計		447	356

(3) これまでの取組

I. 当町の取組

項 目	年 月	備 考
当別町防災会議条例	S37. 12	
防災マップ作成	H22. 4	町内全世帯へ配布
防災訓練の実施	H23. 9	防災訓練・セミナー等を毎年9月に実施
防災備品の備蓄	—	備蓄品 (2,500 食) / 五目御飯 (アルファ米) / 保存水 / 毛布・簡易トイレ / 自家発電装置 / 救命ボート他
新型インフルエンザ等 対策行動計画の策定	H27. 2	

II. 当商工会の取組

項 目	年 月	備 考
セミナーへの参加	H30. 12	B C P 策定研修会 (職員向け)
リスクマネジメント資料配布	H31. 4	チラシ配布 300 部
専門家派遣	R1. 7~12	事業継続力強化計画について
損害保険への加入促進	R1. 11	チラシ配布

2 課題

- ・ 緊急時の取組についての定めが明確化されていない為、協力体制の重要性について具体的な対策やマニュアルが整備されていない。
- ・ 緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。
- ・ 職員間の業務分担など訓練や教育が行われていない。
- ・ 地区内小規模事業者に対する感染症対策の周知が十分になされていない。

- ・上記記載のことからも、感染症対策として、基本的な手洗いうがいの徹底、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、予防接種の推奨について広く周知していく必要がある。

3 目標

- ・地域内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に進めるため、当商工会と当町とに於いて被害情報等報告ルートを構築する。
- ・日頃より速やかな復興支援が行えるよう、また、域内に於いて感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内体制、関係機関との連携体制を構築する。

・成果目標

業 種	商工 業者数	小規模 事業者数	策定目標 (事業継続力強化計画)				
			R3	R4	R5	R6	R7
建設業	70	58	2	2	2	3	3
製造業	19	14	1	1	1	2	2
卸売業	13	8	1	1	1	2	2
小売業	80	53	2	2	2	3	3
飲食・宿泊業	57	52	2	2	2	3	3
サービス業	104	84	2	2	2	3	3
その他	104	87	1	1	1	2	2
合 計	447	356	11	11	11	18	18

※各事業所には、事業継続力強化支援計画の策定を推奨し支援にあたる。

また、浸水影響を大きく受ける地域については、本計画期間で可能な限り策定支援を実施していく。

・実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の 必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクを認識させると共に、事前対策としての計画策定の重要性を認識させる。	セミナー開催	年1回
計画策定支援に 向けた内部協議	事業継続力強化支援計画策定を円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る。	職員会議及び勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制の構築	連携会議開催	年1回
保険・共済 に対する助言	保険・共済に対する助言、各種手続きを行うための職員の育成	職員会議及び勉強会の開催	年1回

4. その他

- ・経営発達支援計画に係る評価を促す、「伴走型小規模事業者支援推進事業検討会」に於いて、事業継続力強化支援計画の評価も同時に実施していく。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和3年4月1日～令和8年3月31日)

6 事業継続力強化支援事業の内容

- 当商工会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

当別町	当別町商工会
防災関連の情報提供	計画策定支援・フォローアップ
計画策定に係る助言・指導	セミナー・個別相談会の開催
災害リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- 行政との連携により、事業継続力強化支援計画を作成し共有していることにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- 平日頃より災害への意識付けを高め、自ら防災対策を実施する。

ア) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- 巡回訪問及び窓口相談業務の際、ハザードマップ等を用いながら事業所の現状と災害時のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明する。
- 商工会が発行する会報やホームページ、各会合等に於いて本計画を公表するほか、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、事業者BCPの重要性や策定ポイントの紹介を行う。
- 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介等を実施する。
- 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- 新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ) 商工会自身の事業継続計画の作成

- 当商工会は、令和4年3月までに事業継続計画を策定予定
また、感染症予防対策として、「新北海道スタイル」に基づく「7つのポイントプラス1の習慣化」にも積極的に取り組み、周知徹底を図り感染予防に努めます。

ウ) 関係団体等との連携

- 当別町で実施する防災訓練等に参加し、連携を図ることで事前、事後に於ける対策を円滑に実施できる。
- 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等を共催により実施する。

エ) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化支援計画等の取組状況の確認

業種	商工業者数	小規模事業者数	策定件数					フォローアップ回数				
			R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7
建設業	70	58	2	2	2	3	3	2	3	3	4	4
製造業	19	14	1	1	1	2	2	1	1	1	2	2
卸売業	13	8	1	1	1	2	2	1	1	1	2	2
小売業	80	53	2	2	2	3	3	2	3	3	4	4
飲食・宿泊業	57	52	2	2	2	3	3	2	3	3	4	4
サービス業	104	84	2	2	2	3	3	2	3	3	4	4
その他	104	87	1	1	1	2	2	1	1	2	2	2
合計	447	356	11	11	11	18	18	11	15	16	22	22

- ・経営発達支援計画に係る評価を促す、「伴走型小規模事業者支援推進事業検討会」に於いて状況確認や改善点等について協議、検証を行う。また、評価結果をHPにて公表することで小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

オ) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6強の地震）が発生したと仮定し、当町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。
 - ①実施時期：商工会防災訓練と合わせて年1回実施
 - ②訓練内容：発災時の連絡手段等の確認
：発災後の指示命令系統・連枠体制の確認
 - ③訓練連携先：当別町経済部産業振興課商工観光係

カ) 発災時に於ける被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法についてはあらかじめ、当別町経済部産業振興課商工観光係と協議し策定する。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害時による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第1とする。そのうえで下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。
連絡方法の優先順位：
 - ①電話➡②メール（Eメール・ショートメール）➡③SNS（LINE・メッセージ）
- ・安否確認後、近隣の被害状況、業務従事の可否についてSNSを活用した情報の共有を図る。
- ・地域内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事からの感染

防止に必要な協力要請に基づき、当商工会による感染対策を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- 当別町災害対策本部の方針に従い、当別町経済部産業振興課商工観光係と連携を図り、役割分担、スケジュールの作成を行う。また、職員自身の対応としては、命の危険を感じる自然災害等の場合は出勤せず、まずは自身の安全を確保し、安全確保がされた後出勤する。
- 被害規模の目安は以下を想定する。

大規模な被害がある被害が発生している。	<ul style="list-style-type: none"> 区内10%程度の事業所で「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 区内3%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは、交通網が遮断されており、確認できない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> 区内1%程度の事業所で「屋根が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 区内1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊、半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害なし	<ul style="list-style-type: none"> 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- 本計画より当商工会と当町は被害状況等を下記により共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヵ月以降	2日に1回共有する

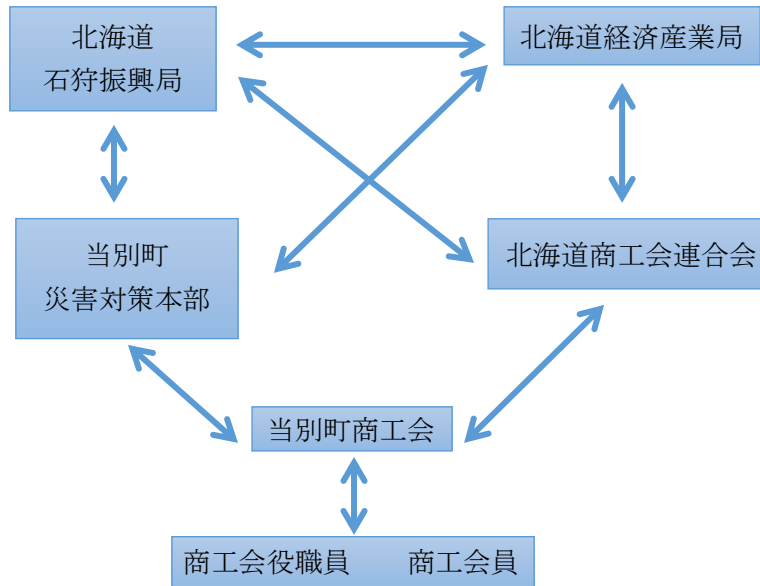
- 当町で取りまとめた「当別町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- 自然災害発災時に区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- 当商工会と当別町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- 当商工会と当別町が共有した情報について、北海道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、石狩振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
- 被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品等詳細に記載）

災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地域内小規模事業者等の被害状況の確認を行う。
- ・相談窓口の開設について当町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者への補助制度施策について、地域内小規模事業者へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地域内小規模事業者に対する復興支援

- ・当別町の方針に従い、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、当別町・当別町商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
必要な資金の額	130	130	130	130	130
・ 専門家派遣費	30	30	30	30	30
・ セミナー開催費	30	30	30	30	30
・ パンフ、チラシ作成費	40	40	40	40	40
・ 防災、感染症対策費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、補助金、事業収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。